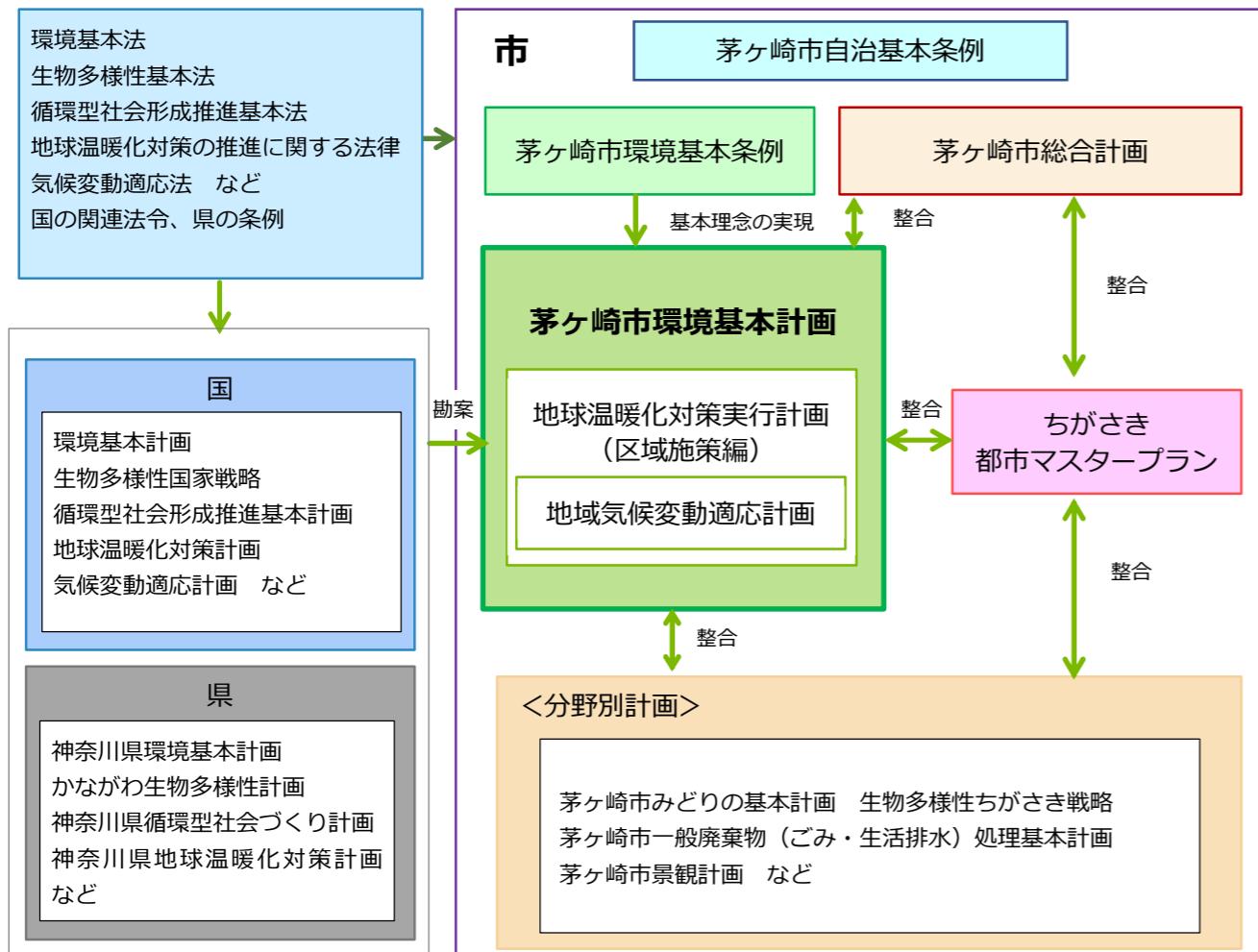


茅ヶ崎市環境基本計画（中間見直し）（素案）の概要

1 計画の基本的事項

【位置付け】

- 茅ヶ崎環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するもの。
- 本市の環境施策を総合的体系的に定める計画で、その中に温室効果ガス削減の目標を定めた「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を位置づけ、さらにその中に気候変動への備えを示す「地域気候変動適応計画」を包含させることで、環境施策を総合的体系的に進める。



【後期計画期間、目標年次】

- 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間。

【中間見直しにあたっての前提条件】

- 国や神奈川県が示す新たな気候変動対策や資源循環対策などの政策への対応、社会環境の変化に対応した計画とする。
- 現行計画の進捗状況を評価し、継続すべき施策・事業は引き続き継続し、見直し・改善が必要な施策・事業については再検討する。
- 「茅ヶ崎市 2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ」の内容を反映させ、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標の見直しを行う。

2

●世界・国・神奈川県

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	令和5（2023）年9月に採択された「SDG サミット政治宣言 2023」において、SDGs達成に向けて取り組みの加速化を確認。
第六次環境基本計画	令和6（2024）年5月に閣議決定。「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が最上位の目的に。経済社会の成長・発展を可能にする持続可能な社会「循環共生型社会」（環境・生命文明社会）の構築を目指し、その基盤として自然資本（環境）の維持・回復・充実や「環境価値」の活用を明文化。
地球温暖化対策計画（県）	令和6（2024）年3月に全面改定。令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標は、平成25（2013）年度比で50%削減。各種支援策を強化。
循環型社会づくり計画	令和6（2024）年3月に全面改定。基本理念に「廃棄物ゼロ社会」の実現。

●気候変動

①グラスゴー気候合意 ②グローバルストック ティク（GST）	①令和3（2021）年11月に1.5℃目標を目指すこと、世界の二酸化炭素の排出量を令和12（2030）年までに平成22（2010）年比で45%削減し、今世紀半ば頃には実質ゼロにすることなどを合意。 ②令和5（2023）年12月の世界全体の気候変動対策の進捗状況を5年ごとに評価するもので、令和7（2025）年までに温室効果ガス排出をピークアウトさせ、令和12（2030）年までに43%、令和12（2035）年までに60%を排出削減、再エネ発電容量3倍、省エネ改善率2倍などが合意。
地球温暖化対策計画（国）	令和3（2021）年6月に「令和12（2030）年度に温室効果ガスの46%削減（平成25（2013）年度比）」を目標とした計画を策定。令和7（2025）年2月に見直しがされ、令和17（2035）年度に60%削減、令和22（2040）年度に73%削減の目標も明示。

●資源循環

第五次循環型社会形成 推進基本計画	令和6（2024）年8月に閣議決定。気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決する、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた国家戦略。
プラスチック資源循環 促進法	令和3（2021）年6月成立、翌年4月施行。市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の仕組みが整備。

●生物多様性

昆明・モントリオール 生物多様性枠組	令和4（2022）年12月に採択された、愛知目標の後継となる新たな生物多様性の世界目標。2050年ビジョン『自然と共生する世界』、2030年ミッション『自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる（ネイチャーポジティブ）ための緊急の行動をとる』。
生物多様性国家戦略 2023-2030	令和5（2023）年3月閣議決定。2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、生物多様性の損失と気候危機への対応、30by30目標の達成等の取り組みによる生態系の健全性の回復、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進する国家戦略。

茅ヶ崎市環境基本計画（中間見直し）（素案）の概要

3 現行計画の中間（政策）評価と分野別の課題

政策目標【対象分野】	現状と実績	主な見直し事項・検討課題
政策目標 1 自然と人が共生するまち【自然共生】 基本方針(1) 生物多様性の保全 基本方針(2) みどりの保全	<ul style="list-style-type: none"> 「里山などの自然の緑」、「緑の豊かさ」、「水と親しめる場所」の満足度等は中間目標を達成。市民参加型施策や市民団体の保全活動、広報活動の効果と推測。 自然環境評価調査による指標種確認は市民の協力を得て実施。 小出川や駒寄川流域で特定外来生物ナガエツルノゲイトウ繁殖拡大。対策急務。 保存樹林や保存樹木、生産緑地等減少で「緑地面積」は計画策定時より減少。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体との継続的な対話と、参加しやすい枠組みの再構築。 「茅ヶ崎市まちづくり基金」活用検討。 ナガエツルノゲイトウ等外来種対策。 緑化ガイドラインの策定。 「みどりの基本計画」と整合を図り特別緑地保全地区の保全を実施。 まちなみのみどりや森林環境の保全について検討。 地域計画を基に耕作放棄地未然防止対策。営農環境維持対策検討。
政策目標 2 良好な生活環境が保全されているまち【生活環境】 基本方針(3) 良好な生活環境の保全 基本方針(4) 快適な生活環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染（光化学オキシダント）、河川の水質（BOD）は依然一部基準超過。工場等への立入調査や公共下水道への接続促進等実施も改善に向けた対策が必要。 「周辺の静かさ」、「まちのきれいさ」、「まちなみの美しさ」の満足度は中間目標を達成。 美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎、景観まちづくりアドバイザー派遣を実施。 淨見寺周辺の歴史・文化交流エリア、駒寄川、市道 0121 号線（鉄砲道）の街路樹リニューアルを景観資源に指定。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染や水質改善の広域連携による対策検討。 合併処理浄化槽への転換、公共下水道接続促進等市の対策を継続実施。 高齢化により自主的な清掃活動が困難。自治会等連携による活動強化。 違反屋外広告物に対する指導強化検討。落書き対策。
政策目標 3 資源を大切にする循環型のまち【資源循環】 基本方針(5) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進 基本方針(6) 資源循環型まちづくりを目指した ごみ処理システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年（2022）度からのごみ有料化を契機に、ごみ排出量は政策指標期末目標値より大幅に減少。広報媒体での周知啓発、家庭用生ごみ処理機購入補助、不適正排出の啓発等順調な排出量削減を実現。「最終処分率」と「リサイクル」の満足度は中間目標値未達も計画策定時より向上。 剪定枝を燃料とするバイオマス発電焼却灰を「草木灰」として市民に配布。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出抑制に向けた継続的な周知啓発。 事業者の搬入物調査や適正分別指導。 新たな循環型システムの構築の検討。 「製品プラスチック」分別回収を実施予定。プラスチックリサイクル促進。 市民満足度向上のため、周知や参加型リサイクルイベントを展開し、活動の「見える化」を推進。 不法投棄に対する警察との連携強化等追加対策実施。
政策目標 4 気候変動に対応できるまち【気候変動】 基本方針(7) 気候変動緩和策の推進 基本方針(8) 気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費量、温室効果ガス排出量の削減は、現状の削減推移から中間目標達成見込みも期末目標未達が推察。再エネ設備容量は中間、期末目標達成見込み。高効率照明や省エネ家電購入実践率は向上も、全体の省エネ行動実施率は計画策定時より変化なし。 適応策は、マイ・タイムラインが作成できるガイドブック配布、炎天下かけこみスポット設置等実施。ハザードマップでの災害リスク確認は微増、熱中症対策は「ある程度行っている」を含めて約 9 割が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素シナリオに基づき温室効果ガス削減目標を「令和 12（2030）年度までに 46% 削減」へ上方修正。現状の進捗状況から取り組みの加速化が急務。 行動変容と数値的削減効果を両立。脱炭素ライフスタイルへの転換を促す削減効果の見える化。課題となる再エネ・省エネ導入初期コストは、国・県の支援策を活用。行動変容を後押し。 熱中症予防の情報発信方策の検討。
政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまち【環境保全活動】 基本方針(9) 環境教育・環境学習の充実 基本方針(10) 環境活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 「環境学習」、「環境活動」の機会の中間目標未達。広報や参加のしやすさ等市民ニーズに応えられていない可能性。 「省エネ・地球温暖化対策」実践率は中間目標未達。一方、資源ごみ分別やごみ減量化の実践率は期末目標達成。ごみ有料化を契機に行動変容が進展。 「市民活動団体等連携協働件数」は、コロナ禍で減少した後も回復が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習、環境活動の機会創出のための効果的な広報と対象層拡充、オンライン等機会の多様化を実施。 広報手段の工夫、デジタルツールに不慣れな市民へのサポート、企業連携による景品提供等参加者増加の工夫。 市民団体との連絡や調整等連携を強化。クラウドファンディングや他機関の助成金に関する情報提供等支援。

茅ヶ崎市環境基本計画（中間見直し）（素案）の概要

4 中間見直しのポイント

【主な見直しポイント】

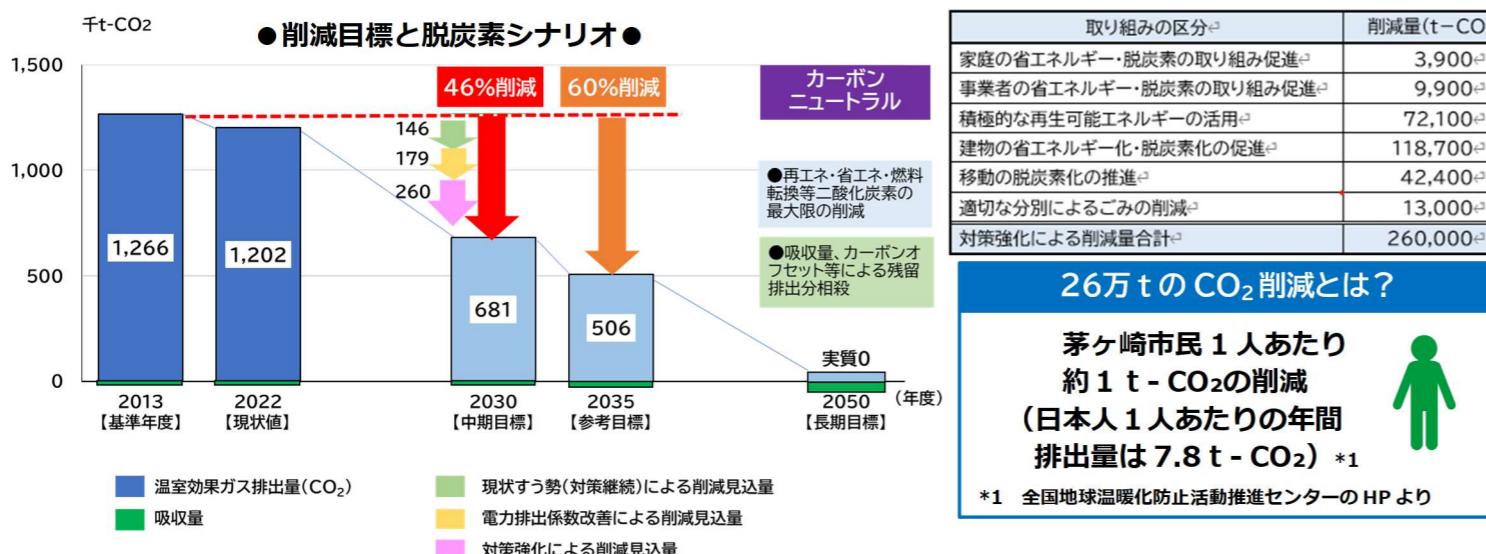
- ・**指標の見直し**：政策指標、施策指標について、定点的に観測可能な指標に見直しを行うとともに、それぞれの施策に対応する指標の再検討を実施。
- ・**温室効果ガス削減対策の強化**：現状では、現行計画の令和12(2030)年度目標である平成25(2013)年度比26%削減の達成が困難。更に、国等と整合する46%以上の削減目標引き上げに伴い、目標達成に向けた対策強化が必須。
- ・**分野横断的な取り組みの明確化**：環境政策は、気候変動対策、資源循環、自然共生、行動変容など様々な分野の取り組みが横断的に関連し、その効果を発揮するため関連する分野がわかるよう計画に明示。
- ・**市民・事業者に伝わりやすい計画へ**：市民・事業者の行動の目安となるよう、それぞれの主体の分野別の取り組み例を提示。また、何を実施するかが最初に目に入るよう、伝わりやすい計画として構成。

【国内外動向を踏まえた新たに追加する視点】

- ・**ウェルビーイングの実現**：環境の質が「ウェルビーイング／高い生活の質」と「新たな成長」の実現につながることから、環境の質の向上＝生活の質の向上の視点を盛り込む。
- ・**ネイチャーポジティブ・サーキュラーエコノミー移行の視点**：令和12(2030)年度の政策目標に豊かな茅ヶ崎市の自然環境を、自然資本として守り活かし、回復させるネイチャーポジティブの視点とストック(既存の資源)を有効活用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行の視点を盛り込む。

5 温室効果ガス削減目標・脱炭素シナリオ

- ・令和12(2030)年度に基準年度比46%削減の新たな目標を設定。目標達成のためのシナリオとして、現状すう勢(現状の対策を継続)で139千t-CO₂削減、電力排出係数が現状値(令和4(2022)年度)0.457kg-CO₂/kWhから国の目標0.250kg-CO₂/kWhに改善されることで179千t-CO₂削減、市の対策強化で約260千t-CO₂削減を見込む。カーボンニュートラルの道筋として、国の令和17(2035)年度目標を参考目標として示す。



※算定マニュアルの見直しに伴い排出量の遡及修正を実施したため、現行計画策定時の基準年度値と異なる。

※四捨五入により、合計値が合わないものがある。

※算定に必要な統計情報の公表時期により、本計画における最新値は令和4(2022)年度【暫定値】となる。

6 計画の推進主体

- ・本計画の推進主体は、市民、事業者、市の三者。公平な役割分担の下に各々がその役割に応じ、環境に配慮した行動を実践する。

市民

- ・自らが取り組みの主体であることを自覚し、取り組みを推進するための活動に参画します。
- ・日常生活の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、事業活動そのものを環境負荷低減型へと移行していくよう取り組みます。
- ・市民や市との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。

事業者

- ・事業活動を行うにあたり、地域社会との調和を図るために努めます。
- ・事業活動の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、事業活動そのものを環境負荷低減型へと移行していくよう取り組みます。
- ・市民や市との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。

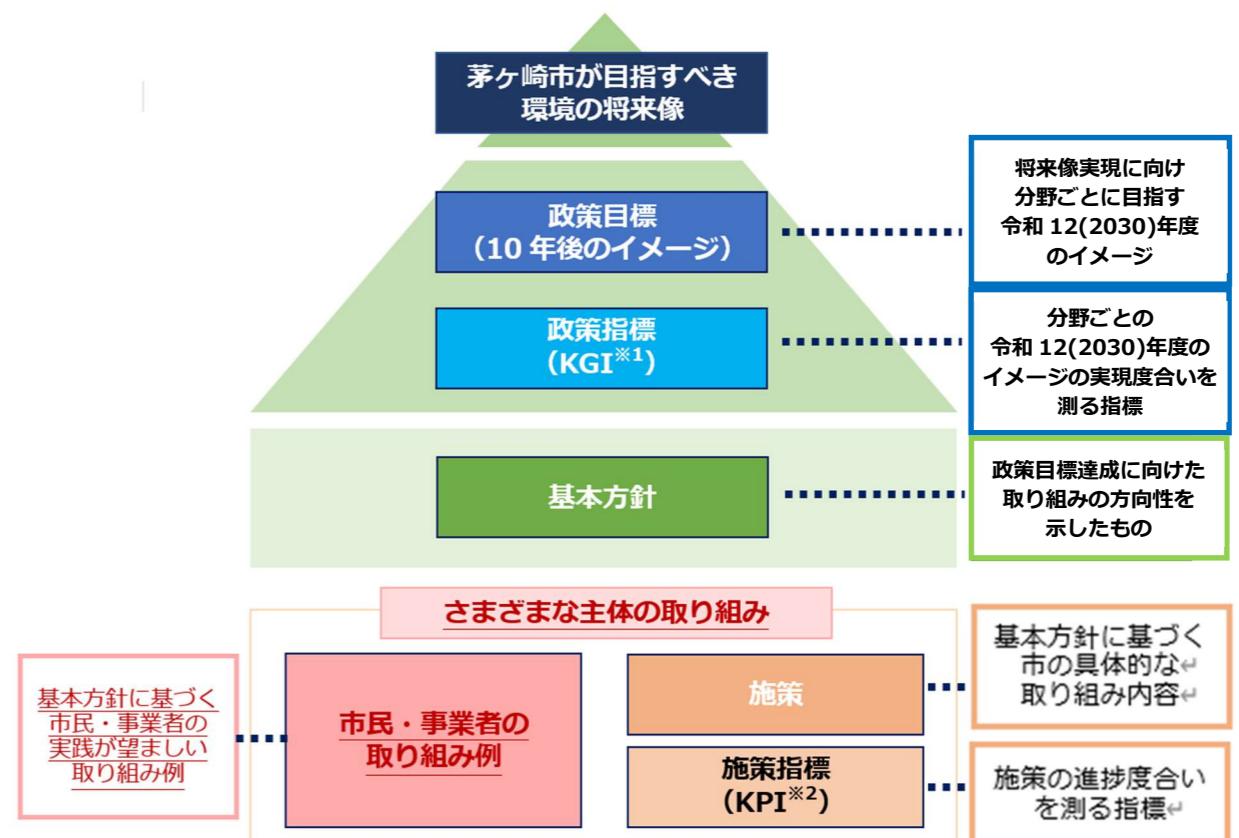
市

- ・環境配慮に積極的に取り組むとともに、本計画に示す施策の着実な推進及び計画の進行管理を行います。
- ・市民や事業者との連携・協力による環境施策の推進に必要となる仕組みづくり等の基盤整備を行います。

7 将来像を達成するための目標・取り組み・指標等の考え方

- ・市民・事業者・市の役割に応じた具体的な取り組み内容を、将来像を達成するための取り組みとして位置づけ。

●将来像を達成するための目標・取り組み・指標等の考え方●



※1 政策指標 (KGI) : Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※2 施策指標 (KPI) : Key Performance Indicator 最終目標を達成するための過程を計測する中間指標

茅ヶ崎市環境基本計画（中間見直し）（素案）の概要

8 中間見直しに伴う計画の施策体系と施策の方向性

すべての取り組みにより関連する SDGs とウェルビーイングの実現を目指す

政策目標:令和12(2030)年度のイメージ

1 自然と人が共生するまち【ネイチャーポジティブ*の実現】

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せてています。

絶滅に瀕している生きものの生息域・生育環境が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。



2 良好的な生活環境が保全されているまち【住み続けたい住環境の維持】

水や大気、土壤環境については環境基準*を維持し、継続的に改善が図られています。騒音や振動などに悩まされる市民が減っています。

ポイ捨てや不法投棄*が減り、良好な生活環境が維持されています。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養(かんよう)されています。人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。



3 資源を大切にする循環型のまち【サーキュラーエコノミー*への転換】

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロス*を減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

資源物が循環利用され、サーキュラーエコノミーへの転換が進んでいます。



4 気候変動に対応できるまち【2050年カーボンニュートラル*を目指す】

家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代自動車*の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガス*の排出が抑制されたまちになっています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギー*の活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。



5 環境に配慮した行動を実践するまち【皆が行動できるパートナーシップ形成】

市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者に定着しています。

多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。



基本方針(関連する分野)／施策

(1) 生物多様性の保全

- ①重要度の高い自然環境の保全
- ②生きものの生息・生育環境の保全
- ③生物多様性の保全に向けた理解の促進



(2) みどりの保全

- ④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進
- ⑤河川・水辺、海岸の保全、整備
- ⑥農地、森林の保全



(3) 良好的な生活環境の保全

- ⑦公害防止対策の推進
- ⑧健全な水循環の維持
- ⑨地域での生活環境の保全



(4) 快適な生活環境の形成

- ⑩まちの美化の推進
- ⑪良好な景観形成の推進



(5) ごみの発生抑制・再使用*・再生利用*の推進

- ⑫4R*の推進
- ⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化



(6) 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

- ⑭適正な収集・運搬の実施
- ⑮適正な処理・処分の実施



(7) 気候変動緩和策*の推進

- ⑯ライフスタイル・ビジネススタイルの脱炭素化促進
- ⑰再生可能エネルギーの積極的導入・活用促進
- ⑱まちの脱炭素化促進・⑲吸収源対策の推進



(8) 気候変動適応策*の推進

- ⑳自然災害対策の推進
- ㉑健康被害対策の推進



(9) 環境教育*・環境学習の充実

- ㉒学校における環境教育の充実
- ㉓地域における環境学習機会の拡充
- ㉔府内の環境意識の向上



(10) 環境活動の促進

- ㉕環境に配慮した活動への支援
- ㉖環境に関する情報の発信
- ㉗パートナーシップの強化



拡充・実施強化、新規掲載

【拡充・実施強化:◆、新規掲載:○】

◆外来種に関する情報発信や拡散防止の推進
◆生物多様性やみどりに関する講座や観察会の実施

○市有地にある森林環境の保全・維持管理

○広域連携も含めた公害対策体制の強化

◆持続的な地域清掃・ボランティア清掃の推進
○落書き対策・対応

○プラスチックごみ分別収集
◆事業系ごみの排出状況の把握と適正指導

◆関係機関との連携等も含めた不法投棄の監視
○新たな循環型システム構築、事業者との連携による資源循環

○脱炭素経営・GX(グリーントランスポーメーション)の普及啓発
○公共施設の省エネ診断の受診に伴う運用改善
○公共施設への再エネや蓄電池、電気自動車等の導入
○ZEB・ZEH 普及制度の整備
○ブルーカーボンとなる藻場に関する調査・情報発信

○自然災害等に備えた災害連携協定の締結
◆世代やライフスタイルに応じた熱中症予防に関する周知・啓発
○炎天下かけこみスポット(クリング シェルター)の周知徹底

○学校の取り組みに対する支援

○継続的な活動につながる情報提供や支援
◆新たな情報発信手段を活用した利用者ニーズに即した情報発信
○多様な主体との交流
○市民団体や企業等との連携機会の拡充